

第3期芽室町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について

子ども子育て支援法第61条の規定により、市町村は基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされている。第2期計画が令和6年度に終了するため、第3期（令和7年度～令和11年度）の事業計画を令和6年度に策定する予定であり、その基礎となるニーズ調査を令和5年度に実施する。

1 調査の概要

(1) 目的及び内容

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするために、町民の子育て支援に関する生活実態や要望について調査票を作成する。

ニーズ調査票は第2期子ども子育て支援事業計画作成の際に行ったニーズ調査と同様に未就学児童保護者に対し、調査票24ページ56問程度を想定しており、国の基準に変更はないが、一部変更を加えている。また、今回は郵送による回答のほか、オンライン回答も導入する。

(2) 対象

未就学児童（0歳から就学前まで）500世帯程度

(3) 実施時期

12月（予定）

2 子ども子育て支援事業計画策定ニーズ調査項目

(1) 質問項目

1. お住まいの地区について
2. お子さんご家族の状況について
3. 保護者の就労状況について
4. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について
5. 地域の子育て支援事業の利用状況について
6. 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について
7. 病気やケガの際の対応について
8. 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
9. 小学校就学後の放課後の過ごし方について
10. ご家庭での子育てと子育て環境について

(2) 前回調査回収率

就学前児童 配布数 681票 回収数 355票 回収率 52.1%